吉野川市郵便入札実施要領

（目的）

第１条　この要領は、吉野川市財務規則（平成 16 年 10 月 1 日規則第 44 号）第１０４条の規定による郵便による入札（以下「郵便入札」という。）に関し、必要な事項を定める定めるものとする。

（郵便入札の実施対象）

第２条　郵便入札の対象は、公告又は通知において、入札の方法を郵便入札に指定したものとする。

（入札書の郵送方法等）

第３条　郵便入札に参加しようとする者は（以下「入札参加者」という。）は、入札書その他当該入札の公告又は通知で指定する書類（以下「入札書等」という。）を到達期限までに到達するよう外封筒の表面に「入札書在中」と朱書きし一般書留又は簡易書留により郵送しなければならない。

２　郵便入札に係る費用については、入札参加者の負担とする。

３　到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（入札の辞退）

第４条　入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、到達期限までに入札辞退届を送付しなければならない。

２　原則として、入札書郵送後の入札辞退は認めない。

（入札書等の保管等）

第５条　契約担当者は、入札書等が到達したときは、外封筒を開封して入札書等を封緘した内封筒を確認し、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

（開札）

第６条　郵便入札の開札の執行にあたっては、あらかじめ指定した日時及び場所において、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせ、開札するものとする。

２　入札参加者は、開札に立合うことができる。

（入札の無効）

第７条　吉野川市建設工事等入札心得第５に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）第３条に規定する郵送方法以外の方法で入札書等を提出した入札

（２）公告又は通知で指定する到達期限より後に到達した入札

（３）入札書等必要とされた書類が同封されていない入札

（４）内封筒に指定された事項が記載されていない入札

（５）内封筒に記載された事項と入札書等に記載された事項が相違する入札

（６）その他郵便入札に関する条件に違反した入札

（入札執行回数）

第８条　入札執行回数は１回とし、落札者がいないときは、入札を不調とする。

（くじによる落札者の決定）
第９条　開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
（入札結果の通知）
第１０条　郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに落札者に通知するとともに、入札結果を契約担当課において閲覧に供するものとする。
（入札の延期等）
第１１条　郵便入札において、事故が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認められるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

附　則
この要領は、令和４年８月９日から施行する。

附　則
この要領は、令和７年４月１日から施行する。